

平成28年9月1日策定

公園内高木の管理指針

都市部 公園緑政課
公園管理課

1 策定の目的

本市には、600箇所以上の公園、広場などがあり、多くの樹木が植えられている。これらの樹木には、植樹後20年から30年以上経過したイチョウやケヤキなどの高木が多々あり、隣接地への越境や電線類への接触などの問題、密植状態での枝葉の繁茂による園内の防犯上の問題や樹木同士の競合による生育不良などの問題を抱えている場合がある。

これまで公園樹木については、高度成長期から現在まで宅地開発などで緑地が減少傾向にあることから、緑への関心が増してきており、公園樹木に対しても深い情愛を持たれている市民の方々が多いことから、樹木保全の観点を重視し、上記のような問題が発生してもできる限り伐採を控え、応急的な剪定作業により対応してきたところである。

しかし、樹木の生長に伴い、隣接地への枝葉や根の越境、落ち葉の増加や根上りによる園路部欠損などで公園樹木に対して負のイメージを持つ市民の方々も増加しており、特に大きく生長した高木では、周辺の住宅や施設への影響が大きくなり、従来のできる限り伐採をしないという管理方針だけでは、問題が悪化してしまう傾向が強くなっている。

このため、大きく生育したことで問題が発生している高木の管理について、将来に問題を先送りしない管理方針を定める必要がある。



境界近くにある場合、剪定作業では対応できないことがある。

根上り状況例



樹木の生育に伴い、根が園路を隆起させている。
⇒ 隣接地付近の場合、家屋等への影響が懸念される。

防犯的問題例



周辺よりも公園が低い位置にあり、高木の列植により、公園内への視認性が確保できない。
⇒ 間伐することで視認性を確保できる。

2 現在の高木管理の状況

近年の高木管理は、1本の樹木を概ね3年間隔で剪定作業を実施することを基本としている。

この剪定作業は、3年先まで民有地への枝葉の越境などが発生しないように、太枝ごと切り取る強剪定を主に実施していることが多い。

しかし、樹木本来が持つ自然樹形を大きく損ねるばかりか生育不良や病害の一因ともなり、枯損木の原因となることも考察される。

また、この定期剪定の間にも越境などの問題が発生することがあり、状況によっては応急的に追加の剪定を実施する場合があります、問題の多い樹木では管理費用が高くなることも課題となっている。



強剪定により景観を損ねている。 ⇒ 生育後も樹形が整わず景観を損ねている。

3 理想の高木管理

理想の高木管理は、自然樹形を維持して景観を向上させ、公園が憩いや安らぎの空間として利用される一翼を担うことを目的とするだけでなく、枝葉の繁茂による病虫害の発生を抑止することも目的の一つである。

このためには、樹冠整正や込みすぎた枝を払う目的で行う「枝おろし」、「枝抜き」などを樹木1本ごとの生育状況に応じて適宜実施することが望ましく、強剪定よりも樹木自身への負担もはるかに少なく、樹木の健全な生育にも効果的である。

しかし、公園全体の膨大な量の樹木を理想的に管理するためには、今以上の管理費を要することから現実的には困難である。

また、隣接地や道路に接するような箇所に植樹されている場合では、自然樹形を維持することができないことが多い。



適度な枝抜きを行い、自然樹形を保ち景観に溶けこんでいる。

4 植樹位置による問題と対応方針

公園内の植樹は、植栽されている位置により、(1)隣接地や道路と接する外周沿いに列植されている樹木と(2)公園敷地中央付近にシンボリックに植えられている樹木がある。



外周沿いに列植されているイチョウ

広々とした空間に植樹されたケヤキ

このうち、枝葉や根の隣接地への越境、電線類への接触、落ち葉などに関する問題は、(1)の位置に植樹された樹木が圧倒的に多く、これらの樹木では剪定頻度の増加により他の樹木よりも維持管理費面で負担となっているだけでなく、樹木の生育とともに樹間が狭まり公園外部側からの視認性悪化による防犯面での問題を抱えている場合もある。

このことから、(1)の位置にあり、防犯・安全上や管理費の間

題が大きい場合は、将来に問題を先送りせずに伐採も検討する。

また、大きな問題が発生しにくい(2)の位置にあるような場合は、適正な剪定方法を用いるなど理想の樹木管理の実現を図る。

従って、現在、原則として全ての樹木を一律3年間隔で剪定している管理方法を見直し、今後の樹木管理については、保全すべき樹木と問題のある樹木とでは取り扱いにメリハリを付けた管理方法へと移行する。

5 保全する樹木の管理について

シンボリックな樹木など積極的に保全すべき樹木は、自然樹形を保つことを目的に、樹冠整正や込みすぎた枝を払い目的で行う「枝おろし」、「枝抜き」などの基本、軽剪定を適宜実施して、強剪定を控える。



樹形を保ちつつ、込みすぎた枝を払い、
風通しを良くして樹木の健全な育成を図る。

6 伐採する樹木について

樹木管理に関する文献や参考図書は多いが、どのような場合に樹木を伐採するかを示した資料は少ないことから、本市の現状をふまえた取り扱い方針を定める。

住環境への影響などで公園樹木に対して負のイメージを持つ市民の方々は、緑が大切な存在であるとの認識も持たれているが、

受忍の許容を超え、耐え難くなり公園管理者にその対応を求めていることが多い。

この認識を重くとらえ、公園管理者は、これからも公園樹木は保全することを前提とする。そのうえで、周辺の住環境面、防犯面などから伐採を検討する場合には、事前に町会、自治会や公園利用者に周知と説明を行い理解を求めることに努める。

また、樹木保全の観点から、これから当面の期間は、一定の条件を定め、その範囲内で伐採作業を実施するものとする。

7 伐採条件

(1) 防犯・安全対策として伐採する条件

- ① 列植されている状況で、公園外から利用者が見通せない場合や暗がりの原因となっているが、立地状況などで下枝の剪定などでは視界の確保ができず、間伐などの必要がある場合。
- ② 隣接地に近い位置に植樹されていて、木登りが容易な樹形で、隣接地への進入源となってしまうが、剪定などでは対処できない場合。

樹木により公園内が見通せない例



列植された樹木の一部を伐採することで、公園内への視認性を確保できる。

(2) 周辺の住環境対策として伐採をする条件

- ① 植樹場所について

隣接地との境界（境界が確定していない場合は外周フェンスなど）との離隔が概ね2 m以内である場合。

ただし，隣接地との地形が急斜面であるなど倒木した際に大きな被害があると想定される場合はこの限りではない。

② 管理費について

枝葉や根の越境，落ち葉などの苦情が毎年のように寄せられていて，その対応のために他の樹木よりも剪定頻度などが多くなっていて，他の樹木よりも管理費を要している場合。



適正管理ができず伐採の検討が必要になっている。

(3) 電線類対策として伐採をする条件

① 電線類所有者との協議及び管理費について

電線類所有者に対して架空線への防護管設置要請の協議を行った結果，防護管の設置ができずに他の樹木よりも剪定頻度などが多くなっていて，他の樹木よりも管理費を要している場合。

② 植樹場所について

電線などの架空線と樹木の幹との離隔が2 m以内である場合。

ただし，樹高があり剪定では対応できない場合は別途考慮する。

電線に接触している例



樹木が電線と近接していて、接触を避けるには度々の剪定作業が必要になっている。

(4) 公園全体の樹木保全として伐採をする条件

高木が密植して植栽されていて、樹木同士が競合しあう状況にあり、間伐することで周囲の健全な樹木が良好に生育する場合。

なお、この密植及び競合による伐採の必要性の判断は困難なため、樹木医や造園業者など知識を有する専門家に判断を依頼することを原則とする。

8 伐採方法と萌芽更新

根上がりなどで、隣接地の塀など器物を破損する対処としての作業以外の伐採は、原則として地表面から1 m程度を伐採高とすることで、切り株から新たに萌芽し、新たな緑として再生することを図る。(萌芽更新)

従って、伐採した樹木については、補植をしないことを原則とする。

9 その他

伐採時に発生する幹、切り枝は、チップ化して園路舗装材や緑地部の土壌材にするなどの有効活用を図る。

〈萌芽更新のイメージ〉

